

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	沖電気工業株式会社		コード	6703
提出日	2024/5/31	異動(予定)日	2024/6/21	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため			
<input type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の同意			
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし					
1	浅羽 茂	社外取締役	○																○		有
2	齋藤 保	社外取締役	○																	△	有
3	川島 いづみ	社外取締役	○																		有
4	木川 真	社外取締役	○																	△	有
5	津田 良洋	社外監査役	○																	△	有
6	小田 康之	社外監査役	○																	△	新任
7	新家 寛	社外監査役	○																	○	新任

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	浅羽茂氏は、早稲田大学大学院経営管理研究科教授であり、日本甜菜製糖株式会社の社外取締役であります。なお、同社とOKIグループには取引関係はございません。	現早稲田大学大学院経営管理研究科教授で、産業組織、企業戦略、競争戦略、所有構造・コーポレートガバナンスと企業行動を専門分野とし、ビジネス全般における学術的専門知識および高い倫理観を有しております。加えて、経営陣からの高い独立性を有すると共に、他社の社外取締役としての経験もあり、また人事・報酬諮問委員会の委員を務めております。以上から、特に製造・開発およびグローバルな経営経験に基づき、取締役会における中期経営計画の進捗、中長期戦略および後継者育成計画の監督、並びにリスク・危機対応への改善等の審議の深化に貢献することを期待し、社外取締役として選任と判断し、社外取締役候補者となりました。なお、浅羽氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に与えられた経験はありませんが、上記理由により社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。
2	齋藤保氏は、株式会社岡田の特別顧問、古河電気工業株式会社及び鹿島建設株式会社の社外取締役、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の理事長であります。同4社とOKIグループの取引額は双方からみて売上の1%未満です。	長年株式会社岡田の代表取締役を務め、業界のみならず日本のビジネスリーダーとして、製造業に関する豊富な経営経験および高い倫理観を有しております。加えて、経営陣からの高い独立性を有すると共に、他社の社外取締役としての経験もあり、また人事・報酬諮問委員会の委員を務めております。以上から、特に製造・開発およびグローバルな経営経験に基づき、取締役会における中期経営計画の進捗、中長期戦略および後継者育成計画の監督、並びにリスク・危機対応への改善等の審議の深化に貢献することを期待し、社外取締役として選任と判断し、社外取締役候補者となりました。齋藤氏は、十分な独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断しております。
3	川島いづみ氏は、早稲田大学社会科学総合学術院教授であり、株式会社TAKARA & COMPANYの社外取締役であります。なお、同社とOKIグループには取引関係はございません。	現早稲田大学社会科学総合学術院教授で、商法(特に会社法)、金融商品取引法を専門とし、特に会社法とコーポレートガバナンスに関する学術的専門知識と高い倫理観を有しております。加えて、経営陣からの高い独立性を有すると共に、2021年6月から社外取締役会議長として取締役会の職務を担っており、他社の社外取締役としての経験もあり、また人事・報酬諮問委員会の委員を務めております。以上から、特に会社法・金融商品取引法等の法律の専門家としての知見に基づき、取締役会における中期経営計画の進捗、中長期戦略および後継者育成計画の監督、並びにリスク・危機対応への改善等の審議の深化に貢献することを期待し、社外取締役として選任と判断し、社外取締役候補者となりました。なお、川島いづみ氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に与えられた経験はありませんが、上記理由により社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4	木川真氏は、2002年4月から2005年3月まで株式会社みずほコーポレート銀行(現株式会社みずほ銀行)の常務執行役員および常務取締役を務めておりました。株式会社みずほ銀行は当社の主要な借入先であり、2023年度の借入額は323億円です。また、同氏は、株式会社記後銀行の社外取締役であります。同社とOKIグループの取引額は双方からみて売上の1%未満です。なお、同氏は株式会社セブ銀行及び株式会社OMGの社外取締役も務めておりますが、同2社とOKIグループには取引関係はございません。	金融機関での役員経験を経て、ヤマトホールディングス株式会社の代表取締役を10年以上務め、ICTを活用したビジネスモデルの改革を行うなど、ロジスティクス業界を中心とした豊富な経営経験および高い倫理観を有しております。加えて、経営陣からの高い独立性を有すると共に、他社の社外取締役としての経験もあり、また人事・報酬諮問委員会の委員を務めております。以上から、特にサプライチェーンマネジメントおよびリスクマネジメントに関する経営経験に基づき、取締役会における中期経営計画の進捗、中長期戦略および後継者育成計画の監督、並びにリスク・危機対応への改善等の審議の深化に貢献することを期待し、社外取締役として選任と判断し、社外取締役候補者となりました。木川真氏は、十分な独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断しております。
5	津田良洋氏は、株式会社プロネクサスの社外監査役であります。同社とOKIグループの取引額は双方からみて売上の1%未満です。また、同氏はトライブック株式会社の常勤監査役も務めておりますが、同社とOKIグループには取引関係はございません。	公認会計士として、長年にわたり各種業界のグローバルを含めた会計監査に携わってまいりました。その豊富な経験、知識および高い倫理観を活かし、グローバルな視点から当社の経営に対し、客観的、中立的な監査を行えること判断したため、社外監査役として選任されました。なお、上記経歴から、当社の監査に必要な財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。また、津田良洋氏は過去に会社の経営に与えられた経験はありませんが、上記理由により社外監査役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。
6	監査役候補者小田康之氏は、2017年6月から2021年6月まで株式会社フワの取締役常勤監査等委員を務めておりましたが、同社とOKIグループの取引額は双方からみて売上の1%未満です。なお、社会福祉法人藤倉学園の理事長を務めておりますが、同法人とOKIグループには取引関係はございません。	メーカーにおいて経理部門長、本社の企画部門長、海外子会社社長経験および執行役員を務めると共に、多くの海外勤務の経験も有しています。さらに、監査役、監査等委員(委員長)の経験もあり、その豊富な経験、グローバルな知見および高い倫理観を活かし、当社の経営に対する適切な監査を行えること判断したため、社外監査役候補者となりました。小田康之氏は、十分な独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断しております。
7	監査役候補者新家寛氏は、2003年6月から2016年9月まで第一勧業アセットマネジメント株式会社(現アセットマネジメントOne株式会社)の監査役を務めておりましたが、同社とOKIグループの取引額は双方からみて売上の1%未満です。なお、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業の執行委員パートナーですが、同事務所とOKIグループの取引額は双方からみて売上の1%未満です。	長年にわたり弁護士として、会社法、金融法関係に関して、上場企業を多く担当してきました。また、投資期間会社の監査役を務めた経験も有し、その豊富な経験、知識および高い倫理観を活かし、当社の経営に対し、客観的、中立的な監査を行えること判断したため、社外監査役候補者となりました。なお、新家寛氏は過去に会社の経営に与えられた経験はありませんが、上記理由により社外監査役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。また、同氏は、一般株主との利益相反が生じるおそれ無く、東京証券取引所定めにもとづく独立役員の要件を満たしておりますが、所属する法律事務所の方針により、独立役員として指定、届け出はございません。

## 4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(「f」及び「h」のいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員との相互兼任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄附を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることに留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近視者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。